

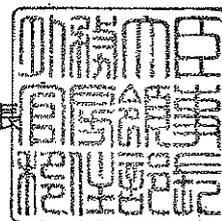
覚 書

外領保第4号

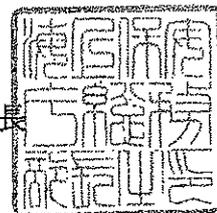
保総政第231号

平成11年6月4日

外務大臣官房領事移住部長



海上保安庁総務部長



関係行政庁との間における協力等について定める海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第5条第17号に基づき、外務省からの協力依頼を受けて、海上保安庁の船舶・航空機（以下「船舶等」という。）により行う、外国における災害、騒乱その他緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人等（以下「在外邦人等」という。）の輸送について、外務省と海上保安庁はその輸送業務の円滑な実施のため下記のとおり確認する。

記

1. 業務分担

(1) 外務省の行う業務

外務省は、船舶等による在外邦人等の輸送に関し、次に掲げる業務を速やかに行うものとする。

ア 船舶等の運航に係る領海又は領空の通過、港湾又は空港・ヘリポート等（以下「空港等」という。）の使用その他必要な許可の取得又は事前通報

イ 港湾又は空港使用料及び領空通過料等の減免措置の取付け
（可能な場合）

ウ 無線周波数の使用許可の取得

エ 船舶等の運航に関し派遣される海上保安庁の乗組員に対する通関、出入国管理及び検疫手続の簡略化措置の取付け並びに宿舍留保、交通手段及び給食の手配

オ 携行装備品の関税免除措置の取付け

カ 派遣先国及び中継地の岸壁又は離着陸場所及び駐機場所における船舶等の警備の手配

キ 燃料等の補給契約時における支援

ク 業務上旅券が必要な乗組員に対する旅券の発給及び査証の取得に必要な口上書の発出

ケ 輸送対象者リストの作成、乗船者又は搭乗者との照合及び同リストの海上保安庁への提供

コ 在外邦人等が船舶等に乗船・搭乗するまでの業務（輸送対象者のための待機場所の確保及び待機場所における輸送対象者に

対する接遇、乗船・搭乗手続、通関・出入国管理・検疫手続の簡素化、船舶等までの誘導及び誘導に際して必要な警備の手配、これらに係る派遣先国政府との調整等)

サ 経由地において下船・降機する場合の下船・降機から再乗船・搭乗までの業務及び避難先国における下船・降機後の業務の実施並びに本邦において下船・降機する場合の関係省庁への必要な連絡・調整

シ 在外邦人等からの輸送費用の徴収（徴収する場合）

ス 関係国政府等との調整等のため、必要に応じ、担当官、通訳等を同乗させること

セ 船舶等の運航に関して損害が発生した場合の処理

ソ 船舶等の運航に必要な現地情報の収集その他船舶等の運航に係る支援業務

(2) 海上保安庁の行う業務

海上保安庁は、船舶等による在外邦人等の輸送に関し、在外邦人等の輸送のための船舶等の運航に直接関わる業務（上記1.

(1)により外務省が行うこととなるものを除く。）を行うものとする。

(3) その他

ア セキュリティーチェック

船舶等に乗船又は搭乗する前のセキュリティーチェックについては、両省庁が協力して行う。なお、派遣先国の空港施設等の利用に係る調整は外務省が行う。

イ 給食等の提供

船舶内での在外邦人等のための給食、寝具及び衛生用品の調達・配付については、事前に外務省と調整の上、実務上海上保安庁が必要な措置を講じる（ただし、調達先との契約については外務省が行うこととする。）。

航空機内における在外邦人等に対する機内食の提供については、具体的な事案ごとに航空機の機種による対応能力及び必要性等を勘案して、両省庁間において事前に十分な調整を行った上で必要な措置を講じる。なお、機内食の調達については、派遣先国又は経由国において外務省が行うこととし、右が困難な場合には、事前に外務省と調整の上、本邦において海上保安庁が必要な措置を講じる（ただし、調達先との契約については外務省が行うこととする。）。また、機内での機内食の配付は、海上保安庁が実施する。

ウ 医師等の同乗及び医薬品等の手配

船舶等による在外邦人等の輸送に関し、外務省は医師等の同乗について海上保安庁と協議を行い、医師等を同乗させる必要があると判断した場合には、医師等の手配及び医薬品等の調達を行う。

エ 先遣隊の派遣

先遣隊の派遣は、両省庁で協議を行い必要と判断した場合に行う。先遣隊が派遣される場合には、外務省は、必要に応じて先遣隊の宿舍留保、執務場所、交通手段及び給食の手配を行う。

2. 経費分担

(1) 経費分担の整理

海上保安庁は、在外邦人等輸送のための船舶等の運航に直接必要な経費について、外務省はそれ以外の経費について、それぞれ負担することを原則とし、その具体的な経費負担については別紙に記載のとおりとする。なお、先遣隊の派遣に係る経費については、別途協議することとする。

(2) その他

別紙以外の経費が生じた場合には、その都度両省庁において調整することとする。

3. 輸送に係る依頼手続

(1) 派遣の準備

外務省は、在外邦人等の輸送を実施する可能性が生じた場合には、速やかに海上保安庁に連絡し、関連情報を提供するとともに、派遣の準備について海上保安庁と協議を行う。右派遣の準備に係る依頼は、外務大臣から運輸大臣に対し、文書により行うこととする。

(2) 国外への移動・待機

外務省は、船舶等を事前待機のために国外に移動・待機させる必要が生じたと判断した場合には、船舶等の国外への移動・待機につき海上保安庁と協議を行う。右国外への移動・事前待機に係る依頼は、外務大臣から運輸大臣に対し文書により行うこととする。

(3) 在外邦人等の輸送

外務省は、在外邦人等の輸送のために船舶等を派遣させる必要が生じたと判断した場合には、船舶等の派遣につき海上保安庁と

協議を行う。右派遣に係る依頼は、外務大臣から運輸大臣に対し文書により行うこととする。なお、その場合は、次の点を明らかにする。

ア 輸送対象者の人数（氏名、年齢、国籍等についても可能な限り明示する。依頼の時点で困難な場合にも、輸送開始の時点までに明示する。）

イ 輸送の始点及び終点

ウ 輸送の時期及び期間

輸送の実施にあたっては、両省庁は、派遣先国の状況等の把握に鋭意努め、派遣先国の港湾又は空港等及び船舶等の運航経路において、船舶等の安全が確保されない場合には、当該輸送を実施しないこととする。

（４）撤収

外務省は、船舶等の撤収が必要と判断した場合には、船舶等の撤収につき海上保安庁と協議を行う。右撤収に係る依頼は、外務大臣から運輸大臣に対し文書により行うものとする。

（５）依頼内容の変更

外務省は、上記 3.（１）～（４）の依頼の内容について変更が必要と判断した場合には、その変更につき海上保安庁と協議を行う。右変更に係る依頼は、外務大臣から運輸大臣に対し文書により行うこととする。

4. その他

（１）閣議決定の要否

船舶等による在外邦人等の輸送に係る閣議決定の要否について、

両省庁は、必要に応じ協議を行うものとする。

(2) 両省庁間の調整・協力

船舶等による在外邦人等の輸送に関し、両省庁は、その輸送業務の円滑な実施のため、必要に応じてそれぞれの業務につき、相互に調整し、協力を行うこととする。

(3) 船舶等と在外公館の連絡体制

船舶等の運航に関し派遣される乗組員の責任者と関係の在外公館長とは、密接に連絡をとり支援協力するものとする。

(4) 武器輸出三原則等

船舶等による在外邦人等の輸送に関し、武器輸出三原則等における武器（防弾衣・防弾ヘルメット等）の派遣先国への輸出については、両省庁で協議の上、閣議請議等必要な措置をとることとする。

(別紙)

項 目	負担区分
1. 船舶等の運航に係る経費	
(1) 乗組員の航海日当、食卓料及び外国旅行の旅費	海上保安庁
(2) 乗組員の手当、賞じゅつ金、災害補償	海上保安庁
(3) 乗組員の海外旅行者保険	海上保安庁
(4) 船舶等及び装備品の整備料	海上保安庁
(5) 燃料、清水等の補給経費	海上保安庁
(6) 曳船、水先人、岸壁・空港等使用料、領空通過料	海上保安庁
(7) 船員手帳交付申請手数料	海上保安庁
(8) 雇入契約公認手数料	海上保安庁
(9) 船舶衛生検査手数料	海上保安庁
(10) 船舶消毒料	海上保安庁
(11) 代理店関係の手数料	海上保安庁
(12) ゴミ処分関係費	海上保安庁
2. その他経費	
(1) 在外邦人等のための船内食、機内食、給食用品（割り箸、紙皿等）の調達費	外務省
(2) 在外邦人等のための寝具類（毛布、タオルケット、枕等）の購入・賃貸費	外務省
(3) 在外邦人等のための衛生用品（トイレットペーパー	外務省

、ティッシュペーパー、生理用品、洗面用具、ゴミ袋等) の調達費	
(4) 医療チームの旅費、支度料、雑費	外務省
(5) 在外邦人等のための医薬品、医療材料の調達費	外務省
(6) 船舶等乗船・搭乗までの在外邦人等の輸送費	外務省
(7) 退避先国での在外邦人等の港湾・空港等一宿舍間の 輸送費	外務省